

西尾市定住自立圏形成方針

西尾市は、平成23年4月1日の合併前の西尾市の区域（以下「中心地域」という。）と、同日の合併前の一色町、吉良町及び幡豆町の区域（以下「周辺地域」という。）で形成する「西尾市定住自立圏」に関し、次の方針を策定する。

（目的）

第1条 この方針は、中心市宣言（定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知）第4の規定によるものをいう。）を行った西尾市において、中心地域及び周辺地域が相互に役割を分担して定住に必要な都市機能及び生活機能を確保し、及び充実させることを目的とする。

（基本方針）

第2条 中心地域及び周辺地域は、前条に規定する目的の達成のために定住自立圏を形成し、次条に規定する政策及び施策の分野の取組において相互に役割を分担して連携を図り、共同し、又は補完しあうこととする。

（連携する取組の分野及び内容並びに役割分担）

第3条 中心地域と周辺地域が相互に役割を分担して連携を図り、共同し、又は補完しあう政策分野は次の各号に掲げるものとし、その取組の内容並びに当該取組における中心地域と周辺地域の役割は、当該各号に規定するものとする。

(1) 生活機能の強化に係る政策分野

ア 地域医療体制の充実

(ア) 取組の内容

西尾市民病院を中心として、民間病院と協力し、病々連携及び病診連携を図ることによって、地域医療を充実させる。

(イ) 中心地域の役割

医師の確保及び機能の強化を図るとともに連携の推進を図る。

(ロ) 周辺地域の役割

中心地域及び関係機関と連携し、地域医療ネットワークの整備を実施する。

イ 休日診療所の整備

(ア) 取組の内容

圏域の救急医療体制の確保のため、これまでの在宅当番医制度を縮小して休日診療所を設置し、二次救急病院である西尾市民病院への患者の集中を防ぎ、より適切な医療を提供する。

(イ) 中心地域の役割

休日診療所の運営を行う。

(ウ) 周辺地域の役割

広報活動などを通して休日診療所運営事業の圏域住民への周知を図り、事業の利用を促進する。

ウ 図書館のネットワーク化

(ア) 取組の内容

西尾市立図書館を中心とした図書館の相互ネットワークシステムを構築することによって、圏域内の図書館の相互利用を促進し、圏域住民へよりよい学習環境を提供する。

(イ) 中心地域の役割

図書館の相互ネットワークシステムに関する研究、システムの構築を行う。

(ウ) 周辺地域の役割

中心地域と協力し、図書館の利用促進、有効利用を図る。

(2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

ア 地域公共交通の維持確保及び充実

(ア) 取組の内容

名鉄西尾・蒲郡線の存続を図るため、活性化計画を策定し、各種支援策を講じるとともに、利用しやすい環境を整える。

(イ) 中心地域の役割

- a 名鉄西尾・蒲郡線活性化協議会を設置及び開催し、活性化計画を策定するとともに、各種支援策を講じる。
- b 周辺地域及び関係機関と連携し、必要な調整を図る。また、利用促進に向けた広報活動などを実施する。
- c バス等の他の公共交通機関と名鉄西尾・蒲郡線との有機的な連携を図る。

(ウ) 周辺地域の役割

会議の設置、開催、事業の周知等を積極的に進める。

イ 圏域の生産者・消費者等の連携による地産地消

(ア) 取組の内容

道の駅にしお岡ノ山に設置された地域振興施設を中心として、住民の食の安全、安心を確保するために地産地消の拡大に向けた圏域内での取組の推進及び圏域内外で地場製品のPRを実施するとともに、新たな地域振興施設の設置を検討する。

(イ) 中心地域の役割

開催場所の提供と企画立案等を行う。

(ウ) 周辺地域の役割

開催意図に合致する特産品業者への出店交渉等を行う。

(3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

ア 地域づくりに資する人材育成

(ア) 取組の内容

地域づくりリーダー及び組織を育成し、魅力的な圏域の形成を図る。

(イ) 中心地域の役割

市民のシンクタンクとして活用できる体制整備を図るため、市職員等の能力向上を促進する。

(ウ) 周辺地域の役割

各地域の多彩な自然・歴史・文化等を守り、圏域の特性を次世代に伝承できる人材の育成を展開する。

(その他)

第4条 この方針に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。